

ケースワークにおける自己決定論の一考察

—事例研究にもとづく—

高橋五江

I. 問題の視点

制度としての社会福祉を末端で支えている広範な社会福祉現場において、各種のサービスの給付が社会福祉従事者によって日々行なわれている。多くの場合、そのサービスの給付とは、窓口での単なる事務手続きのみですむという性質のものではない。一般的には、社会福祉従事者（ワーカー）とサービス利用者（クライエント）との一時的もしくは継続的な対面的な係わり合いがサービスを給付するうえでの不可欠の要素となっている。故に効果的なサービスを行っていくためには、ワーカー・クライエント関係の望ましいあり方というものが客観的に示されなければならない。ケースワークは、現場のワーカーとサービス利用者との直接的な係わり合いをいかに客観化、科学化し、クライエントのニーズに応じたサービスを効果的に行っていかを課題としているものであり、それは処遇の向上をめざす現場のワーカーの日々の実践の重要な課題に合致するものであるといえよう。社会福祉の質的な向上をはかるうえで、実践の指針としてたえうるケースワーク理論の確立は不可欠の課題である。

しかしながら、アメリカで発展してきたケースワーク理論を戦後積極的に導入するという方向をとってきた我国のケースワークは、十分な定着化をみないまま、混迷状況を深めつつあり、その根本的な再検討がさし迫った課題となっている。再検討をするうえで重要であると思われることは、混迷の原因をアメリカと日本の社会的条件の相違に帰し、既存のケースワーク理論を否定していく方向をとる前に、わが国の受け入れ方法には問題がなかったのか、果たしてケースワークが正しく理解され、正しい状況下で用いられてきたのかが明らかにされなければならないということである。そうした受け入れ側の諸条件の整備によって、我国におけるケースワークをめぐる問題がどれ程解決されうるかという検討がまずなされなければならない。

私は、望ましい方向でのケースワークの確立の社会的な要請と意義を積極的に認めていくという立場から、ケースワーク理論の再検討はまず、一つの学問的な成果としての人間関係の科学的な知識の体系である既存のケースワーク理論を、我国の現場実践に即して、実証的につめた検討のつみ重ねを行なってゆくことが必要ではないかと考える。価値ある部分を積極的にとり入れつつ、出てくる問題点を我国の実情に即して検討し、我国の条件に適した方向で新しい理論体系を再構築していくことが妥当な道筋ではないかと考える。

以上のような問題意識にもとづき、本論では、ケースワークの実証的な再検討の手がかりとして、ケースワークの原則とよばれるもののうちから、中心的原則の一つであり、内外において多く論議がなされてきている自己決定の原則をとりあげ、我国の事例3例に基いて検討と考察を行なった。

II. 自己決定の原則とは何か

事例の検討に入る前に、自己決定の原則の本来の概念をここで明らかにしておくことが必要であろう。それは「クライエントがみずからの意志と力によって自分のやることを決意し行動することができるよう導くことが大切だとする考え方⁽¹⁾」であり、それはクライエント参加の原則と表裏一体のものとしてとらえることができる。又、F.P.バイスティックは自己決定の原則を次のように定義づけている。

「クライエントの自己決定の原則とは、ケースワーク過程において、みずから選択と決定を行なう自由についてのクライエントの権利と欲求を実際に認めることである。この原則に相応するケースワーカーの任務は、クライエントが地域社会と自分のパーソナリティから利用できる適当な資源をみつけ、活用するよう援助することによって、みずから自己の進むべき方向を決定するクライエントの決定を尊重し、その欲求を認め、その潜在的な力を刺激し、活発にするよう援助することである。しかしながら、クライエントの自己決定の権利は、積極的、建設的決定を行なうことのでき

るクライエントの能力により、市民法および道徳法の枠組により、また機関の機能により、制限をうけるのである。⁽²⁾

即ち、自己決定の原則は、民主主義社会における個人の基本的権利としての、クライエントの、自ら選択と決定を行なう権利およびその欲求を認め、かつクライエントが自分のもつ問題の解決に自発的に参加し、決定を行なうときにこそ、真に効果的なケースワーク・サービスを行なうことができるという信念にもとづくものであり、ケースワーク哲学における不可欠の原理として、今日に至るまでアメリカにおけるケースワークの歴史の中で最高の価値をおかれてきた概念となっているのである。しかし、ここで注意し、確認しなければならないことは、この原則が、クライエントの絶対的自由や、放縱を意味するものではなく、バイスティックの定義の後段で述べられているように、現実の諸条件によって一定の制限をうけることがあるという性質を含んでいるということである。

III. 事例研究による自己決定の原則

① 公的扶助ケース

—ケースの概要— (S. 43. 2. 6)

これは、世帯主が病氣で入院したために、乳児をかかえるその妻が、生活保護を申請したことにもとづく、地区担当員による訪問面接調査の逐語記録である。面接はワーカーの側から一方的に質問と指示的助言が行なわれるという形で進められ、クライエントが、子どもが小さいうちは手もとで育てたいという気持を表わすにもかくわらず、その可能性を検討することなく、保育所に子どもを預けて仕事を出ることを強く勧め、又、親きょうだいの扶養義務を強調し、保護の受給手続きの概略を説明すると、クライエントの考え方や、気持に配慮を払うという態度のないまゝに、面接を打ち切ってしまった。⁽³⁾

—考察—

このケースは、生活保護のインターク面接として、一見とりたてて特殊なところのないよく見うけられる面接の光景であるといえよう。しかしこのケースを自己決定という視点からとらえるとき、検討を要する多くの課題を含むケースであることがわかる。

まず、このケースは、ケースワークに基本的に必要なワーカー・クライエントの対等な関係へと近づけていくこうと努力する姿勢がワーカーにはみられない。ワーカーの指示的・権威的な態度はクライエン

トの緊張感を強め、率直な意見を述べる余地を与えないばかりか、ワーカーの考えを一方的にクライエントに押しつける結果になってしまっている。このように、クライエントの意志を無視したところでは、クライエントの眞の福祉をはかる余地はありえないといえよう。民主主義助基盤の十分に成立していない我国の、特に生活保護の領域においては、民主主義及びケースワークの正しい理解の欠如したワーカーが、「ケースワーク」の名のもとに、こうした一方的の処遇を行ってきたことが余りにも多かったのである。

次に、具体的な内容の検討に入ろう。このワーカーが補足性の原理に基き、母親の稼動力の活用を得るために強調している乳児の保育所入所および、親きょうだいの扶養義務照会に関するとおりあつかいは適切であったといえるだろうか。

まず、保育所入所についてであるが、1才に満たない子どもを自分の手もとで育てたいという母親の要望に、ワーカーとしてどのように対応すべきであったであろうか。これは、補足性の観点からではなく、まず、子どもの発達にとって、乳児期がどのような時期であり、どのように育てられるのが望ましいかという、人間発達についての科学的理験に基いて、集団保育と母親の養育が比較検討されるべきであり、現在乳児期の集団保育についての評価が確立されていない以上、母親の自己決定を尊重し、十分に話し合いながら対策を考えてゆくべきであった。

次に扶養義務の問題についてであるが、クライエントは、たとえ親きょうだいといえども、遠隔地に住み、普段親しい交際もなく、生活の余裕もない人々に、扶養義務照会をしてほしくないという意志表示をしている。このクライエントの意志に対して、ワーカーとしてとるべき筋道はどのようなものであろうか。ワーカーはまず、そうしたクライエントの要望が妥当なものであり、それを受け入れる余地があるかについての検討を行なわなければならないであろう。あらゆる角度から検討し、もしあるとすれば、実施要領の細かな吟味を行なわなければならぬ。又、ないとすれば、それは現行制度の限界ということになり；その限界に対してワーカーとしてどのように対応してゆくべきであるかが問題となってくる。それは、クライエントを説得し、現状に順応させるという方向で解決すべきではなく、厳しい現

実をそのままにクライエントに伝え、ワーカーとともに、制度の限界に直面してゆくことが必要である。そして一方で、社会に対して、ソーシャル・ワーカーとして、制度の改善のために、何らかの形で働きかけてゆくことが、ワーカーに求められているといえよう。

②身体障害者のケース

—ケースの概要— (S.49.5~S.52.3)

クライエント(49才)は土木技師であったが、交通事故により、頸髄損傷となり、4年間の入院治療のあと、寝たきり状態で国立重度障害者更生施設に入所した。入所と同時に更生計画がたてられ、ケースワークが開始された。妻は中学、高校に通う2人の子どもをかかえ、働きに出るようになったが、クライエントが社会復帰の見込みがないことが明らかになってくると、そうした夫を家庭に受け入れると、生活がなりたなくなるとして、夫の家庭復帰を拒むようになり、夫婦の関係が次第に疎遠になっていった。家庭内職をしてでも家庭に戻ることを最大の希望として訓練に励んでいたクライエントは、その望みが絶たれ、次第に意欲を喪失していく。やがて家庭復帰を断念し、療護施設への入所を希望するが、それもかなはず、一時は自治会活動に専心しながらも、次第に身体状況は悪化、訓練意欲も低下し、遂に手術のため病院入院の経過をたどることになった。⁽⁴⁾

—考察—

一家の生計中心者が、ある日突然不慮の事故により重度の身体障害者になってしまった時、今日のわが国のどれだけの家族がこのケースのような家庭崩壊を免れることができるであろうか。このクライエントにとって必要な医療的処置と諸訓練が終了したあと、本人が最も望んでいる家庭での生活を可能とするためには、年金等経済保障の充実と共に、上肢健全障害者のための家庭内職の斡旋事業、車イス使用者向け住宅の改善、ホームヘルパーや介護人の派遣等、重度身体障害者のための在宅サービスの整備が必要であるが、それらの制度の極端な不備がクライエントの自己決定を阻止し、生きていく目標を見失なわせるに伴って、その心身状況を悪化させてしまったのである。

それでは、我国の社会保障制度の不備状況下で、ワーカーとして、クライエントのためにどのようなことがなしうるのか、又、なさねばならないかについて考えてみよう。クライエントの最大の望みである家庭復帰を目指して、適切な医療スタッフのチー-

ムワークにより、最大限の機能回復がはかられなければならぬことは勿論であり、それがどの程度なされたかはこのケース記録では明らかではないが、結果的に家庭復帰を断念しなければならなくなっている。最大の望みが絶たれたことにより精神的危機状況に陥らないようにするには、ワーカーは特にクライエントの精神的支えとなり、クライエントを励まし続け、そして、あらゆる角度から、意欲喪失を防ぐための方策を講じてゆくことが必要である。それには、家族とのつながりを維持し続けるよう、家族の居住地区的福祉事務所のケースワーカーと連携をはかりながら、家族へ積極的に働きかけていくこと、残存能力を開発、活用するなかで、施設における新たな生活目標を築いてゆくこと、これらは、現状への順応としてではなく、ワーカーとクライエントが共に厳しい現実を認識していくなかでなされなければならない。そしてワーカーとしてはその段階にとどまるのではなく、社会に向けて、こうしたクライエントの厳しい体験を何らかの形で知らせてゆくこと、社会保障制度の充実の必要性を訴えてゆくことが必要である。

③接近困難なクライエントのケース

—ケースの概要— (S.51.7~S.52.6)

これは日本社会事業大学家庭相談室において、私が扱ったケースである。クライエントは26才の青年で、昭和51年春大学に入学してまもなく身体の痛みを訴えて大学を休学し、一日中家でブラブラして、気に入らないことがあると家族に乱暴をはたらくということで、母親が相談に来室した。彼を内科と精神科の医療ベースにのせていくこと、及び家族関係の調整を目的として、ケースワークが開始され、家庭訪問、電話、手紙等による積極的な働きかけを行った。内科の精密検査の結果は異常がないということであったが精神科受診には強い拒絶反応をみせた。これは以前に母親によって無理やり精神病院に入院させられてしまった体験が影響していると思われた。ワーカー・クライエント間の信頼関係も十分成立させることができず、動機づけもえられないまま、母親が助言を求める精神科医の「精神分裂病の可能性がある」の言葉に精神的苦痛と疲労の重なった母親は、突然一方的に前回と同様な方法で、クライエントを精神病院に入院させてしまったのである。

—考察—

このクライエントは、ケースワーク・サービスを受ける意志のない、極度に接近困難な、かつ精神障

害の疑いをもつ青年であった。ワーカーはできるだけクライエントの意志を尊重するという基本原則のもとに、クライエントが精神病であるという確証がない以上、精神病の社会的偏見の根強さや、精神疾患の治療体制が十分整備されているとはいえない状況下では、精神病院入院を残る家族の保護という点からのみ安易に手段化して考えるべきではないこと、多少時間がかかるとしても、クライエントにとって望ましい形での精神科医療に結びつけていくことが必要であると考え、家族と話し合いを行った。しかしながらクライエントには自分の問題についての認識がなく、ワーカーからの積極的働きかけによっても、建設的な判断で応じるということがなかった。このクライエントには、問題解決のための積極的・建設的な自己決定を行なう能力が欠けていることが考えられる。こうした状況下では、クライエントの自己決定をあくまで尊重することは問題解決につながらないばかりでなく、却って有害なことさえある。クライエントの自己決定の原則はこのようなケースにおいては当然限界があり、ワーカーはクライエントのおかれている状況について冷静かつ公正な判断をし、建設的な自己決定能力がないと判断したクライエントに対しては、ワーカーがクライエントの権利の擁護者という立場で、クライエントに代って適切な選択と決定を行なってゆかなければならぬ。

Ⅳ. 考察——自己決定論の検討

これまで、領域の異なる3つの事例をみてきたが、そのいずれもが、自己決定の原則という視点でとられた時、問題のある事例であった。これらのケースはとりたてて特殊なものではなく、我国の社会福祉実践の各領域におけるいわば一つの典型性をもっているケースであることを考える時、我国の現場実践において、自己決定の原則を順守したケースワークを行なうことが、いかになされていないか、あるいはそれが困難なことであるかが明らかとなってくる。しかし、それ故に自己決定の原則が原則としての価値をもたないと考えるべきではない。クライエントの主体的な参加と決定を無視し、ワーカーの一方的な判断と指導に基いて問題解決をはかったとしても、そして仮に問題解決がなされたようにみえても、それは決して真の解決とはなりえないというケースワーク実践の過去の長い歴史の中からこの原則は結晶

化してきたものであるが、それは又、ケースワーク状況において、一般に難なくそれがえられるというのであれば、何のことさらケースワークの原則としてそれを銘記するまでもなかつであらう。社会的な様々なハンディを負って社会的機関を訪れてくるクライエントは、多くの場合、ケースワークへの主体的な参加や自己決定をスムーズに行なえるという状況にはないし、又、周囲の諸条件が一層それを困難にしているというのがケースワークの一般的な状況である。そうしたクライエントが市民として尊重され、真の福祉を実現してゆくためには、民主主義思想、個人の尊厳を基盤にした自己決定の原則は理念として、不可欠のものとなってくるのである。その理念としての自己決定の原則を、クライエントの自己決定がその本来の意味において行なわれにくいという現実のケースワーク状況の中で、いかにワーカーが生かしてゆくか、即ち、クライエントのニーズを正しくとらえ、その権利を守ってゆくかということが重要であり、そこには、ケースワークの展開過程での個別のニーズに応じていくワーカーの判断と資質が大きく係わることになる。これを自己決定の理念的側面に対して技術的側面としてとらえることが可能であると思うが、次にその側面の検討を行なってゆくこととする。

展開過程における自己決定の原則（技術的側面の考察）

前章の3事例の中で、クライエントの自己決定がスムーズに生かされなかつことには種々の要因が存在したし、又、バイスティックは、前述の定義においても、自己決定を制限する諸条件について述べているが、自己決定を制限する諸条件をここでは次のように整理をした。(1) 民主主義的立場の未確立(ケース①) (2) ワーカーの専門性の欠如(ケース②) (3) 社会制度の不備(ケース②) (4) クライエントに建設的な自己決定を行なう力がない(ケース③、バイスティックの定義) (5) 法的および道徳的制限(ケース①、同定義) (6) 機関の機能から生ずる制限(同定義)。これらは自己決定を制限する諸条件である。ワーカーがこれらの諸条件をどのように理解してケースに対応してゆけば、自己決定の原則のもつ理念が生かされ、クライエントの福祉が実現する方向に向かうのであらうか。これらの諸条件の考察は、自己決定の原則の正しい理解のための鍵

を与えてくれるであろう。

① 民主主義的地盤

ケースワークは民主主義社会を基盤として発展してきたものであり、自己決定の原則も、民主主義に価値をおく社会の成立していることが前提条件となっている。しかし、完全な民主主義社会というのは理想であって現実に存在しないし、とりわけ、戦後政策的に民主主義を取り入れた我国の民主主義的地盤は非常に脆弱なものである。ケースワークの前提条件である民主主義の理解が十分でなく、クライエントを市民として尊重する態度が身についていないところへ、ケースワークの用語の表面的な使用が浸透する傾向のあった我国においては、特に公的機関において、ケースワークの名の下にクライエントをワーカーや機関の指示に従わせることを目的とした権威を盾にとった接近法がしばしば行なわれてきたが、これはケースワークにとって破壊的な行為であったというほかはない。我国の民主主義的地盤の未成熟故にケースワークが我国においては効果をもたないと考えるべきではないであろう。真の民主化は近代化の指標である。クライエントが市民としての権利と福祉を実現していくためには、クライエントが健全な自己決定をすることが保障されるような民主主義社会の成立が前提条件であり、それは我国においても例外ではない。個々のワーカーが、このようなケースワークの民主主義的基盤を真に自己のものとしてケースワーク実践にとり入れて、民主化がたち遅れている我国の社会の底辺で最も非民主的な重圧を受けているぼう大な社会福祉対象者との関係の中に生かしていくことが、直接的に対象の市民としての権利の回復、ひいては社会の真の民主化にもつながってゆくのである。それ故、ケースワーカーは、ケースワークを通して、より開かれた民主的な社会を築いていく担い手としての自覚と誇りとをもつことが必要ではないだろうか。

② ワーカーの専門性

自己決定の原則を生かすか殺すかは、結局のところ、直接クライエントに向かい合うワーカーの資質に大半がかかっているといえよう。自己決定の原則は、これまでみてきたように、現実に阻止しようとする諸条件の中で、その本来の理念を生かしていくために、ケースワークの展開過程の中で、柔軟に対応していくことが必要であるが、そのためには、専門

職としてのワーカーに、民主主義に対する信念に基づいたケースワークの正しい理解、社会資源に対する広範な知識と資源開発への力、および的確な判断力と技術を駆使する能力が備わっていかなければならない。ワーカー個人の資質の差によってクライエントの受ける利益に較差が生ずるという弊害を避けるためにも、専門的な知識と技術の体系の強化と専門職教育と現任訓練およびスーパーバイザー制度の確立が緊急の課題であるといえよう。

③ 社会制度

どんなにクライエントの自己決定を促しても、必要な社会制度が整備されていなければクライエントの問題解決を得ることはできない。制度の不備を問題とすることなく、パーソナリティの適応というように、問題の本質をすりかえた形でケースワークが用いられることがあるとすれば、それはケースワークの重大な誤用というべきであろう。それ故、国民の福祉のための一定の社会制度が整備されていることが、ケースワークの前提条件として必要である。我国のように社会制度の立ち遅れの大きいところでは、クライエントの自由な選択も大幅に制限をうける場合が多い。しかし、それ故に我国においては自己決定の原則、ひいてはケースワークが通用しないと考えるべきではないだろう。あくまでも、資源や制度の不備をおおいかくす手段としてケースワークを用いるべきではなく、将来、より望ましい自由な選択が行なえるように、制度の充実に道を開いていくために、厳しい現実を直視し、社会へ向って制度の充実を訴えていく方向で、自己決定が真に生かされるための条件づくりを行ってゆくことが必要である。

④ 建設的な自己決定を行なうクライエントの能力

実際のクライエントは、内的・外的条件によって、建設的な自己決定を行なう能力に差があり、常にその独自性によって個別化してとらえられなければならない。最初から、建設的に自分の置かれている状況に対して責任をもとうとするクライエントもいれば、それができない者もいる。そして後者の多くは、適切なケースワーク援助によって、建設的な選択を行なう能力が、全面的に、あるいは部分的に回復する可能性をもっていると考えられる。ブライヤーとミラー（S.Briar & H.Miller）は、社会的に自己決定能力がないとみなされている児童や精神

薄弱者、精神病者等においても、その能力の限界に一線を画することの難しいことを述べている。⁽⁵⁾たとえそうした人々であってもワーカーは、その自己決定能力をぎりぎりまで追求していかなければならないのであり、まして、年令や、知能指数や医師の診断書といった、客観的な判断の素材をもたないその他の多くのクライエントの場合は、ワーカーの判断は一層慎重でなければならないであろう。ワーカーとしては、クライエントがより積極的、建設的方向に自分の道を選択することができるよう側面的に援助を行ない、十分その能力が発揮できないでいる人々に対しては、それが何らかの重圧によって阻止されていると考え、その原因を明らかにし、重圧を緩和させることによって、クライエントの本来もっている建設的な自己決定能力を回復させるという方向での援助を行なうことが必要である。しかしながら、その線でのワーカーのぎりぎりの努力にもかかわらず、クライエントの自己決定能力が回復しないという場合もある。そのような時には、ワーカー自身がクライエントに代って、選択と決定を行なうことが必要になってくるのであり、自己決定原則の表面的理解によってワーカーが安易に責任回避をすることは許されないのである。ワーカーは、必要な諸科学の知識に照しながら、そして常に、クライエントの権利の擁護者としての自覚にたって、クライエントが本来もっているべき、建設的自己決定とは何であるかを考える研ぎすまされた洞察力をもって対応してゆかなければならぬ。

又、いわゆる「接近困難なクライエント」のように、明らかなニードをもっていながら、援助を求めようとしない人々、あるいはワーカーに対して拒否的、攻撃的態度をとるクライエントに対しては、ワーカーは「生活干渉」、「プライバシーの侵害」に対する警戒心を常に自覚しながらも、可能な限りの積極的・攻勢的アプローチを試み、そのニードに対応していくことが、自己決定の原則に反するようみて、結局はその本来の理念を生かすことにつながるのである。

⑤法的および道徳的条件

ケースワーク・サービスのある領域においては、クライエントの選択と決定が法律の権限によって明確な規定を受けているところがある。最も権威的な強制力を伴う領域として司法保護があるし、公的扶

助においても被保護者としてのクライエントは法のもとに一定の制約をうけている。このように法的な権威によってクライエントの自由な選択に制限をうけるという中でのワーカー・クライエント関係は、本来のケースワーク関係に必要とされる真に対等な関係にはなり得ないが、法の枠内において、最大限対等の関係に近づけていく中で、クライエントの自由な選択を尊重していくことが必要である。

クライエントの自由は又、自由の乱用や誤用までをも許すものではない。クライエントの自由は、他の人の自由を侵害するものであってはならないし、クライエント自身の建設的な成長を阻害するものであってもならない。盗みや殺人等道徳法に基きかつ法的にも禁止されている行為は勿論、暴力、非行、自殺、離婚、堕胎等あらゆる反社会的・非社会的行為は全面的に、もしくは部分的に制限をうけるのである。ワーカーは道徳的な公正な判断力を保持していなければならないと同時に、クライエントにどのような選択を行なわせる背後の動因を明らかにし、潜在化している建設的な自己決定能力が発揮できるような援助の方向を考えてゆかねばならない。

⑥機関の機能

社会的機関は地域社会において一定の機能を発揮する目的で設置されたものであり、当然その機能には限界を伴う。サービスを求めて機関を訪れる人のニーズがその機関の機能の範囲内にある時に、その機関のサービスを利用することができるのである。それが範囲を越える時には、その機関からサービスを得ることはできない。機関の機能は絶対的に不变なものではなく、社会的状況の変化の中で常に変化する可能性をもつものではあるが、どのように変化したとしても、常にその機能には一定の限界があり、クライエントの選択はその機能によって制約されるのである。

V. むすび

クライエントの自己決定を制限する諸条件というのは、これまで考察してきたなかで、それが決して自己決定の価値そのものを減少したり、否定したりする性質のものではないことが明らかになってきたと思う。問題の本質は、理念としての自己決定の原則を、現実の諸条件のなかで、いかにその価値を歪めることなく生かしていくかということにあり、

それは決して、その言葉通りに機械的にクライエントの自己決定にのみ委ねてゆけばよいということではない。クライエントの建設的な自己決定が発揮できるような条件整備を行ってゆくなかで、クライエントの自己決定を阻む困難な条件に直面した時には、ワーカーとして、クライエントの権利を守り、その福祉を実現するという自己決定の原則の本来の理念をそこなうことのないように、個別のケースに即して、柔軟に対応していくことが必要である。

これまでの考察は、わずか3事例に基いてなされた、極めて限定された範囲内のものであり、これで我国における自己決定の問題すべてが一般化できるものではない。しかしながら 今後この線での実証的研究を続けていくことは、次の点で意味をもつであろう。即ち、我国における自己決定論の問題状況の本質が、我国において論議されることの多い、日本とアメリカの社会的・文化的土壤に根ざしたもの

であり、我国においては自己決定の原則、ひいてはケースワークは定着し難いというところにあるのではなく、自己決定の原則それ自身の問題として普遍性をもったものであることが明らかにされるであろう。我国における固有の問題とは、むしろ社会的条件整備（前述の6条件のうち(1),(2),(3)）の立ち遅れという点にあり、その条件整備を進めてゆくこそが先決の問題であり、それによってこの原則の価値と有効性が歪められるべきではない。反対に、条件整備を進めてゆくことにより、その価値と有効性を積極的に評価をしていく余地が十分にあることを示唆していると思われる。そして、実証的な研究をふまえて、わずかずつであっても、ケースワークの積極的評価の部分を拡大してゆくことが、我国のケースワークの建設的な再検討にとって最も必要な道筋ではないかと思われる。

[注]

- (1) 仲村優一『ケースワーク』誠信書房, S. 39
- (2) Felix P. Biestek "The Casework Relationship", 1957
(田代不二男、村越芳男訳『ケースワークの原則』誠信書房, S. 40)
- (3) 『生活保護ケース記録の書き方』全国社会福祉協議会, S. 43
- (4) 『国立更生援護施設におけるケースワーク研究資料』S. 52
- (5) S. Briar and H. Miller "Problems and Issues in Social Casework" 1971

（備考 本稿は昭和52年度修士論文をもとにまとめたものである）